2006 総会-

給付建て企業年金におけるリスク分担手法の再検討

清水信広

- 1. 基本的な考え方
- 2. 企業年金における事業主のリスクと従業員個々人のリスク
- 3. 金利リスクへの対応(退職給付会計,積立基準)
- 4. DB プランにおけるリスク分担の現状と構造的問題
- 5. 使途限定型 (Ring-fenced) DB プラン
- 6. 終価型 (Retrospective) DB プラン
- 7. リスク分担を変更するその他の方法と現行の制度間移行フレームの問題点
- 8. まとめ

概要

本稿では,退職給付に係るリスク分担のあり方を,企業と従業員,従業員個々人と従業員グループ,現役 従業員と OB など複数の切り口から分析し,これを踏まえてリスク分担の新しい仕組みを複数提案する.な かでも使途限定型(Ring-fenced)DB プランは,掛金と積立金に持分構造を導入し,積立不足時における現 役世代から受給世代への資金融通を禁止する一方,積立不足の水準に対応し一定範囲で一時的な給付減額を 許容する革新的な仕組みである.現役世代のリスクが軽減されるだけでなく,給付の一部が条件付きとなる ため企業の負う金利リスクも軽減される.その分,リスクをとった資産運用が可能となって,長期的にみて 労使双方にプラスである.RfDB 制度に対しては,積立基準の大幅緩和も可能であろう.DB 制度に対する会 計基準の圧力が強まるなか,次回改正では,企業年金におけるリスク分担の選択肢を大幅に拡大する必要が ある.なお,本稿は,(社)日本年金数理人会の第1回(2005年度)企業年金研究賞受賞論文に大幅に加筆 修正を加えたものであり,筆者の個人的見解である.また,この受賞論文は同会のホームページ (http://www.jscpa.or.jp/)からダウンロードできるが,同論文の著作権は同会が保有していることに留意さ れたい.

キーワード: 使途限定型 (Ring-fenced) DB プラン,終価型 (Retrospective) DB プラン,直列型プラン, 並列型プラン,集団 DC プラン, DC 移行

*年金積立金管理運用独立行政法人 〒100-8985 千代田区 霞が関 1-4-1 日土地ビル email: n-shimizu@gpif.go.jp

1 基本的な考え方

近年,米英など欧米諸国では,企業会計基準の影響もあって,給付建て企業年金制度(以下「DB プラン」)の閉鎖・終了や拠出建て企業年金制度(以下「DC プラン」)への移行が相次いでいる.DB プランは一種の「絶滅危惧種」であり,世界的に「存亡の危機」に直面しているとの見方すらある.

従来,DB プランのリスクは,事業主がすべて負 担すべきものと考えられてきた.しかし現在は, 401(k)タイプの個人勘定 DC プランが導入された環 境下にある.このような環境下では,退職給付制度 の運営にまつわる様々なリスクは,企業と従業員が, 労使合意に基づき適切に分担すべきと考えられる. 企業年金の設計に関しても,この認識が基本となる う.個人勘定 DC プランに比べ DB プランの優れて いる点は,事業主と加入者・受給者の間でリスク分 担の多様な形態を可能にすることにある.リスク分 担の機能に関する限り,DB プランは,DC プランよ り本質的に優れた制度である.この点にこそ,DB プランの将来に向けた存在意義があると考えられ る.

したがって, DB プランのリスク分担機能を何と か存続・発展させ,リスクのすべてを従業員個々人 が負う形しか選択できないような不幸な状況や,会 計の論理に企業年金という老後の所得保障の重要 な柱の1つが振り回されるようなことが生じないよ う,関係者は皆で知恵を絞らなければならない.と ころがわが国では、この重要な問題についてほとん ど取り組まれていない現状にある.最近,わが国で は,欧州諸国で流行している負債主導型投資(LDI) が熱心に紹介されている.しかし,LDIによってDB プランは生き残れるなどと考えるのは楽観的すぎ る.LDIは,制度閉鎖したDBプランに対して最も よく適用される. つまり LDI は, DB プランが絶滅 する直前に咲いたあだ花となる可能性もある.そし て DB プランがなくなれば , LDI など , ほとんど存 在意義を失ってしまうことを忘れてはならない.

もっとも, DB プランのリスク分担機能を存続さ せるためには, 会計基準の動向を批判するだけでは +分でない.DB プランの側(ルール面)も,何ら かの形で環境変化に対応し適応していくこと(メタ モルフォーシス)が不可欠と考えられる.

本稿では、このような観点からまず第1に、企業 年金二法の見直しに向け,諸外国の事例も参考にし つつ, キャッシュバランス・プラン(以下「CBプ ラン」)を含めた,現行 DB プランにおけるリスク分 担の状況を,企業と従業員,従業員個々人と従業員 グループ,現役従業員と OB など,複数の切り口か ら改めて分析する.そして,この分析を踏まえて, 制度上の制約や問題点を指摘する.第2に,リスク 分担に係る選択の幅を拡大するため、「使途限定型 (Ring-fenced) DB プラン」によるリスク対応機能 の強化,「終価型(Retrospective)DB プラン」によ るオーダーメイドのリスク分担などの具体的方策 (DB プランのメタモルフォーシス)を提案する. これらの提案は,一見すると奇妙な印象を与えるか もしれないが,筆者は,これらがDBプランのリス ク分担機能を存続させる決め手になると確信して いる.会計の論理も,リスク分担についてこれまで 考えられなかったような様々な形態が制度上可能 になれば, 否応なく再検討を迫られることになるの ではないかと想像される.

2 企業年金における事業主のリスクと

従業員個々人のリスク

2.1 従来型 DB プランにおける事業主のリスク

DB プランは,将来の給付を約束している.この ため,事前積立の原則が確保されるような適切な財 政方式の下で,死亡率,賃金上昇率,積立金の運用 利回り,脱退率など様々な基礎率を使って,必要な 掛金を算定する.そして拠出された掛金を積み立て, 運用していく.仮に,掛金算定に用いたこれらの基 礎率どおりに現実が推移すれば,給付の支払時点で, 支払った掛金は予定の給付額に等しくなる.追加の 掛金を支払わなければならなくなるような事態は 生じない.したがって,事業主のリスク(つまり追 加負担のリスク)とは,基本的には,掛金算定時に 用いた基礎率からその後の現実が乖離する可能性 があることによって生じる.これは当たり前のこと ではあるが,6節で述べる終価型(Retrospective) DB プランにおいて重要なポイントとなる.

2.1.1 死亡率改善リスク

死亡率改善リスクは,将来の死亡率が予想(予定 死亡率)を下回り,将来の毎年の給付額(以下「給 付費用¹」)が予想より増大して,追加負担が必要に なるリスクである.このリスクは,個々人が平均よ り長生きするリスク(以下「長生きリスク」)とは 区別して考える必要がある.事業主が死亡率改善リ スクを免れる方策の1つとして有期年金化が考えら れるが,有期年金化では長生きリスクが加入者個々 人に移転されてしまう².長生きリスクは,個々人に とって最も重大なリスクだが,集団の死亡率に変化 がなければ集団内でプールすることにより吸収さ れ(世代内の連帯),事業主の負担にはならない. 有期年金化では,長生きリスクの保証という,年金 制度の最も重要な機能の1つが失われてしまうので ある.

2.1.2 賃金上昇リスク

賃金上昇リスクは,賃金改定に伴い「給付費用」 が予想より増大して,追加負担が必要になるリスク である.最終給与比例の場合に,このリスクは最も 大きくなる.賃金上昇リスクを軽減する方法として は,CB プランのほか平均給与比例という選択肢も ある.ただし,平均給与比例で給与を再評価しない 場合や,CB プランで積立段階の「再評価の指標」 が物価上昇率を継続的に下回る場合には,賃金上昇 リスクが個々人に移転して顕在化することになる³. 2.1.3 資産運用リスク

資産運用リスクは,資産運用の収益率が財政計算

の予定利率を下回り,給付原資が実際に不足したり, 予定利率の引き下げにつながり(継続基準上の)債 務が増大したりすることとなって,追加負担が必要 になるリスクである.従来型 DB プランでは,「給付 費用」は,資産運用の実際の収益率とは無関係に定 められる.こうした場合に資産運用リスクを軽減す るには,予定利率を低く設定し,安全第一で資産運 用することが考えられるが,それでは DB プランの コストが必要以上に高くなってしまう.給付設計面 で工夫するなら CB プランやCB 類似プランがある. 給付額を市場の長期金利に連動させ,かつ,市場金 利と資産運用の収益率をある程度相関させること ができれば,資産運用リスクは軽減する.しかしこ の方法によった場合も,資産運用の収益率を相当程 度犠牲にせざるを得ない.

2.1.4 金利リスク

金利リスクは,通常,金利が低下して,非継続基 準上の要積立額や企業会計の退職給付債務が増大 し,追加負担等が必要になるリスクとして定義され る.しかし,従来型DBプランの場合,「給付費用」 (将来の毎年の給付額の流列)は,予め定められた 給付設計と加入者等の状況により決まる.つまり, 掛金算定上,金利を明示的に用いているのであれば, 金利変動は追加負担リスクの源泉となるのだが,従 来型DBプランでは,掛金算定上,金利を明示的に は用いない.したがって金利変動そのものは,将来 のキャッシュフローの額に影響しない.金利動向は, 「給付費用」を一時点評価(いわゆる時価評価)す る際に影響するものであって,「給付費用」の原資 が実際に不足するために必要となる追加負担と直 接には関係しないのである.

したがって従来型 DB プランの場合には,金利リ スクは,企業会計基準や DB プランの財政運営上の 非継続基準といった制度上のリスクであるという ことになる.もっとも,たとえば CB プランでは, 掛金算定上でも,金利について一定の前提を置いて いる場合がある.給付時のみ金利連動型のプラン (CB 類似プラン)に関しても同様である.そのほ か,掛金支払の都度,年金の給付責任を生命保険会 社等に移転させるプランがあるとすれば,金利の低

¹ 本稿では,給付額の流列を「給付費用」と呼ぶ.

² CB ブランにおいて,年金換算率の基礎となる予定死亡率に支給開始時点のものを用いれば,現役期間中の死亡率改善リスクを加入者に移転する(すなわち年金額を現役期間中の死亡率改善分だけ減額する)ことができるが,現行ではこうしたことは認められていない.

³「賃金上昇リスクが個々人に移転する」とは,具体的には,年金の 実質価値が目減りしてしまうリスクを個々人が負うことを意味す る.同様に,2.1.4の「年金化の金利リスクが個々人に移転する」 とは,具体的には,金利が低下すると年金換算率が低下しその結果 年金額が減少するというリスクを個々人が負うことを意味する.

下は年金商品の価格を上昇させるため, 同額の年金 給付を確保するには追加負担が実際に必要になる (年金化の金利リスク). 金利リスクを軽減するに は,金利連動型の CB プランのように給付利率を金 利連動型にすればよいが,その場合には,年金化の 金利リスクが事業主から個々人に移転することに なる.

2.1.5 脱退率その他の基礎率に伴うリスク

DB プランの財政計算では,予定利率や予定死亡 率以外にも,予定脱退率や一時金選択率などの基礎 率を使用する.脱退率その他の基礎率に伴うリスク は,これらの実績が財政計算の前提と乖離し「給付 費用」が増大して,追加負担が必要になるリスクで ある.DB プランでは,これらのリスクも無視でき ない.

2.2 従業員個々人のリスク(追加負担のリスク以外 に)

企業年金には,加入者個々人の視点からみると, 追加負担(給付減少)のリスク以外にも,いくつか のリスクが存在する.

2.2.1 長生きのリスク

まず長生きのリスクがある.既述のとおり長生き のリスクとは,集団のなかで平均より長生きするリ スクを意味している.集団としての死亡率が改善す るかどうかにかかわらず,このリスクは常に存在す る.長生きをすることがなぜリスクかといえば,い うまでもなく老後生活の必要原資が増加するから である.個人のレベルでは自分がどれだけ長生きす るかわからないから,企業年金に長生きリスクの保 証がなく,かつ市場からも調達できない場合には, 平均的に必要となる額以上の資金を常に留保して おく必要がある.長生きリスクに個々人で対応しよ うとすると,相当程度余分な(ある意味では無駄な) コストがかかるのである.

退職時点で数理的に公正な価格の終身年金を購 入すれば,退職者の効用は 25%~45%高まるとの 指摘がある.しかし通常,終身年金保険商品は割高 である.生命保険会社が終身年金を提供する場合, 事務管理費や販売費に加えて,リスクバッファを積 むための資本コストも必要になるからである.加え て,長生きの可能性の大きい人ほど終身年金を購入 する,逆選択の問題があるため,公正価格より10% ~20%高くせざるを得ないことも指摘されている⁴.

こうした事情もあり,民間保険市場では終身年金 は普及していない⁵.そのためもあってか,欧米諸国 では,DC プランでも積立金の一定部分につき終身 年金化を義務づけているのが通例である.DC プラ ンでも,安定的な老後所得の確保という目的は,本 来変わりがない(確定拠出年金法第1条).貴重な 年金資産を有効利用するためには,終身年金の市場 を政策的に整備していくことが必要である.わが国 の場合,当面は,国民年金基金連合会および企業年 金連合会による年金化機能の充実強化が現実的な 対策となろう.

2.2.2 母体企業の倒産リスク

母体企業の倒産リスクは,母体企業が倒産し企業 年金が終了・解散して,受給権が失われるリスクで ある.従業員個々人にとって脅威なのは,積立不足 の状態で母体企業が倒産するケースである.企業年 金が外部積立とされ,DB プランの場合には適正な 積立水準の確保が求められるのは,まさにこのリス クに備えるためである.

倒産リスクに関しては,実際に倒産に至るまでの 段階が重要である.母体企業の倒産に伴う年金受給 権の喪失リスクは,唐突に顕在化するものではない からである.過去の事例をみると,母体企業に必要 な掛金の負担能力が失われている状況の下で,規約 に定められた給付が全額支給され続け,米国などで は給付改善まで行われた結果,積立不足が拡大して いくケースが多い.

現行の DB プランでは,母体企業の経営が悪化し, 積立不足を補填する能力がなかったとしても,プラ

⁴ 以上, OECD [2005], "The Impact of Ageing on Demand, Factor Markets and Growth", Economics Working Papers No.420 を参照.オ ランダ ABP の担当者によれば,生命保険会社が終身年金を提供する コストは,やや誇張もあろうが, ABP が提供するのに必要なコスト に比べ 10 倍高いという.

⁵市場原理のもとで,様々な効用のある終身年金の利用が進まないのはなぜかという疑問が,アニュイティ・パズルと呼ばれる問題である.この問題については,英国DWPが2006年3月に公表した "Survey of Annuity Pricing"と題する調査報告などを参照されたい.

ンが終了するまでは給付を一切減額されることな く支払い続ける取扱いとなっている.現行の DB プ ランでは,加入者等各人の積立金持分は特定されて おらず,積立金と各加入者・受給者の受給権(給付 の請求権)との間には1対1の対応関係がないこと に加え⁶,制度存続中は,積立不足の有無にかかわら ず,受給者の受給権が加入者・受給待期者の(みな し)受給権に優先するからである.

これは,現役加入者・受給権者間の「世代間の連 帯」(一時的な積立不足による「原資不足リスク」 のプール)という,DBプランの重要な機能の1つ である.しかし,企業年金における「世代間の連帯」 は,積立不足が将来において補填されることを当然 の前提として成立する.筆者は,母体企業に積立不 足を補填する能力が不足している場合には,約束し た給付額を全額支払い続けていること自体にそも そも問題がある.母体企業の掛金負担能力に限界が ある状況では,現役加入者と受給者のリスク負担の 公平を図るため,「世代間の連帯」機能に一定の制 約を設ける仕組みがあってよいと考える.5節で詳 述する使途限定型(Ring-fenced)DBプランは,こ の問題の解決策を与えるものである.

2.2.3 インフレリスク

インフレリスクは,インフレによって給付の実質 価値が目減りしてしまうリスクである.既述のとお り,平均給与比例で,給与の再評価がない給付設計 の場合に,インフレリスクは大きくなる.わが国の 企業年金の現状からは,裁定後の物価スライドを導 入することは難しいかもしれない.しかし諸外国を みると,条件付きながら物価スライドのある例は多 い⁷.

2.2.4 転職(解雇)のリスク

転職リスクとは,転職という事実のみによって, 転職しない場合に比べ,退職後の給付が減少してし まうリスクである.このリスクは,DB プランにお ける給付設計上の後加重およびポータビリティに 関する問題である.また,現行のDB プランでは, 確定給付企業年金法施行令第34条第2項を根拠と する,欠勤等の事由により給付を制限する規定(い わゆるバッド・ボーイ条項)を設けることが認めら れている.この問題は,受給権の法的位置づけに関 連し重要な問題の1つだが,本稿では議論しない.

3 金利リスクへの対応(退職給付会計,

積立基準)

3.1 会計基準のあり方(IMFのスタンス)

本稿は,DB プランにおけるリスク分担手法を再 検討するものであるが,ここでは,そのような検討 が必要な背景となっている,会計基準における金利 リスクへの対応のあり方について考察する.

周知のとおり,会計基準を巡っては,DB プラン の財政を基準時点の市場金利に基づいて極めて短 期的な観点から評価し,これを即時に貸借対照表等 の財務諸表に反映させようとする国際的な潮流が ある.たとえば米国 FASB が 2006 年 3 月に公開し た草案でも,金利や資産時価の変動が積立不足額に 直ちに反映され,貸借対照表の自己資本に影響を与 えることになっている.このような会計基準の下で は,DB プランが退職給付債務を相当程度上回る資 産を保有していない限り,金利変動による退職給付 債務評価額の変動と市場(資産価格)の変動により, 母体企業の自己資本は,直接的に市場変動の影響を 被ることになる.このような環境下では,長期的観 点からの資産運用など,望むべくもない.DB プラ ンは極めて短期的な制度に堕してしまい,結果的に 制度運営のコストが極めて高くなってしまうであ ろう.

一方,公的年金ファンドを含めた年金基金は,既 に金融市場のなかに組み込まれ,非常に重要なプレ ーヤーになっている.仮に,多くの年金基金が LDI に代表されるような市場の短期的な変動に即応す る循環的(procyclical)な投資政策をとったとすれ

⁶ CB ブランでは仮想的個人勘定が設けられるが、それは積立金の持 分を特定し、使途(支給対象者および支給時点)を限定するもので はない。

⁷物価スライドがあると,給付債務の金利特性は変化する.物価上 昇率が高いときには資産運用も好調で,逆に物価上昇率が低いとき は資産運用も低調とすれば,条件付き債務として物価スライドを設 けておいた方が,資産運用リスクが低下する可能性がある.

ば,金融市場の安定にも一定の影響が及ぶ可能性が ある.これまで年金基金等は,市場の短期変動にあ まり影響されず,長期的な観点から運用を行うこと により,金融市場の安定に貢献してきた事実がある からなおさらである.

このような状況を踏まえて, IMF は, 金融市場の 安定という観点から懸念を表明している. IMF の指 摘は, 概略以下のとおりである(IMF[2005]).

企業会計は,ゴーイング・コンサーンとしての 企業の経済的な実態を反映したものとする必要が ある.そのため現行の会計基準では,投資期間に 応じて,時価と簿価を併用する手法が採用されて いる.たとえば銀行部門では,投資期間に応じて, 貸付金や満期保有債券は簿価で,トレーディング 部門の債券は時価で評価されている.また,債務 側の評価は,資産側の評価より遙かに多くの困難 を伴う.このため,会計基準の設定者は,時価と 簿価を様々な形で併用する枠組みを用いてきた.

FASB, IASB の提案する時価会計(Fair value accounting)が,年金基金等の投資行動,リスク管理行動を通じて金融市場の安定に及ぼす影響は,これまでほとんど分析されていない.時価会計は,資産・債務の両者について,流動性のある深い市場の存在することが前提となるが,現実の市場は少なくとも短期的には不完全である.時価主義という原理主義的な会計が導入されれば,市場の短期的な変動が年金基金等の行動にフィードバックされ(資産運用に関する意思決定の視野が短縮し),金融市場の変動性が高まる,そして変動性の極端な上昇(流動性のプラックホール)は,金融市場の不安定化を招く可能性がある.

したがって,不完全な現実世界では,会計基準 の設定者など政策決定者は,闇雲に時価原理主義 に走るのではなく,会計基準が年金基金等の機関 投資家の投資行動の分散や長期運用への指向を減 じることのないよう,十分に検討しなければなら ない.とりわけ,金融市場の安定という幅広い問 題と,リスクの分散(散らばり)や投資家の多様 性から生じる便益の問題は,十分に考慮されなけ

ればならない.

IMF の指摘は,あくまで金融市場の安定という観 点から示されたものに過ぎない.しかし,IMF の指 摘によるまでもなく,現実世界においては,会計の 論理を追求することのみに終始するのでなく,極端 な時価主義による「合成の誤謬」の問題が十分に検 討されなければならないのは当然であろう.

ところがわが国では,時価変動の平滑化はすべて 悪である,数理計算上の差異などは即時認識こそが 善であり,遅延認識は時代遅れで「受託者責任」上 も問題であるなどといった見当はずれの意見ばか りが流布している.しかし筆者は,エンロンの件で 顕在化した米国会計基準の問題は,必ずしも平滑化 自体にその根源があるのではなく,たとえば「期待 運用収益率」なる要素を導入して,退職給付会計の 操作性を不用意に高めてしまったことにこそ問題 の根源があると考えている.加えて,米国における 従来の積立基準には,積立基準勘定の取扱いなどに 欠陥があった.こうした欠陥が DB プランの積立不 足拡大に寄与したことも否めないであろう⁸.

ところで、市場金利で評価した PBO が年金債務の 「時価」であるとする認識は、そもそも正当なもの なのであろうか.ボラティリティがあるものの単純 な期待値をとっても,それが公正価値にならないこ とは金融工学の教える重要な知見である.年金受給 権の公正価値は,再投資のリスクや死亡率低下のリ スク等を考慮すると,優良社債の割引率で評価した 会計基準上の評価より遙かに高くなると考えられ る.一方,わが国の場合には,制度終了時に,加入 者等の希望に応じ,企業年金連合会が残余財産分配 金を引き取って年金化する仕組みがある.その年金 化の金利が 30 年国債の応募者利回りの 5 年平均を 基準とするものであるとすれば , その率で年金受給 権を評価した額をもって年金債務の市場価格とす るのが自然である.わが国の場合には,DB プラン に関する限り,市場金利の短期変動を債務評価に直

⁸ この欠陥は 2006 年 8 月に成立した年金保護法 Pension Protection Act) で是正された.

ちに反映させる必然性など,どこにもないのである.

3.2 積立基準のあり方

3.2.1 企業年金の基本的性格

仮に,DB プランに係る企業会計上の退職給付債 務の評価額よりも,継続基準上の積立基準額が相当 程度大きく,したがって退職給付債務よりも積立金 の方が相当程度大きいとすれば,退職給付会計は企 業の貸借対照表(自己資本)に特段の影響を与えな いであろう.しかし,積立基準を現行より厳しくす れば,DB プランのコストアップにつながる恐れが ある.一方で北欧諸国には,バッファ・ファンド(緩 衝資金)の保有を義務づける動きがある.こうした 動きをどう理解すればよいのであろうか.

ここで重要なのは,企業年金の基本的な性格を考 慮することであり,その際第1にポイントとなるの は,リスクの負担者は誰かということである.わが 国の DB プランは,リスクを負担する主体ではない. リスクを負担するのは母体企業である.米国,英国, カナダ,ドイツ(共済金庫,年金基金)なども同様 であり,リスクを負担する主体は母体企業である. このような国または制度においてリスク規制を導 入するとすれば, それは, 母体企業を含めたものに ならざるを得ない.たとえば英国では,年金監督官 (Pensions Regulator)が 2006 年 5 月に公表した "The regulator's statement"は,積立規制において, 事業主の財政的健全性および補足掛金の拠出能力 を考慮すると述べている (Pensions Regulator [2006-1]). これらの国では,企業年金は生命保険会 社ではないということである.

これに対しデンマーク,スウェーデン(会社の年 金基金を除く),ドイツ(年金金庫)などでは,年 金基金自体がリスク負担者となる.こうした国また は制度に対しては,スウェーデンの"Traffic Light Model"のように,生命保険会社と同様のリスク規制 が課せられる.最近,スウェーデンの"Traffic Light Model"や,デンマークのリスク管理などが,わが国 にも紹介されている.しかし,リスク規制の内容や リスク管理は,国によってリスク負担の主体が異な るという基本的な認識を含めて紹介されるべきも のである.筆者は,国によってリスク負担の主体が 異なるという認識を省略して , あるいは意図的に無 視して , 単に (先進的な) 仕組みだけ紹介するのは フェアなやり方とはいえないと考える .

もちろん,個別の年金基金がリスクバッファを積 んで,先進的なリスク管理をすることは自由であり, また当然に認められるべきであろう.筆者は,積立 基準は、それが可能となるような柔軟なものとする ことが望ましいと考える.3.2.3 でも述べるが,「積 立と給付の保証に関する OECD のガイドライン(公 開草案) (OECD[2006],以下「OECD ガイドライン」) が指摘するとおり,積立基準は反循環的 (countercyclical)なものであるべきだからである (OECD ガイドライン 3.6 項および注釈 21 項). し かし,そうした規制をかけるとなると,話はまった く違ってくる.OECD の「企業年金規制に関する OECD の中核原則」(OECD[2004],以下「OECD 中 核原則」)や,その一部の細目として整備された OECD ガイドラインでも,リスク負担者が事業主の 場合と年金基金自身の場合で,積立規制の取扱いが 明確に区分されている.わが国の場合も,リスクバ ッファの保有を義務づけるような規制が設けられ ることは将来にわたりあり得ないと考えられる.こ こで基本となるのは、「本来,企業年金は生命保険 会社ではない」という基本的な認識である.筆者は, この認識が,企業年金の積立規制を考える上でのポ イントの1つになると考えている.

第 2 にポイントとなるのは,企業年金の実施が, (法定されているかどうかでなく実質的に)企業の 任意であるかどうかということである.実質的に強 制となっている国としては,フランス,オランダ, スウェーデン,スイスなどがある.これらの国では, 企業年金は業界(国)全体での設立が基本となって いる.これに対し,米国,英国,カナダ,ドイツ, 日本などでは,企業年金の実施は企業の任意である. これらの国では,企業年金は会社単位での設立が一 般的である.

企業年金の実施が企業の任意である場合,DB プ ランに対し受給権保護の観点から厳しい規制をか けると,企業はそれを嫌ってDC プランに逃げてし まう.DB プランは運用リスクや長生きのリスクを 企業が負う仕組みだが,リスクを踏まえてリスク規 制を課したことが,従業員にすべてのリスクを移転 する結果になっている.この事実は,DB プランの 普及と受給権保護は,天秤にかけて適切なバランス をとることが必要であることを示している.

3.2.2 OECD の企業年金規制に関する中核原則 3

積立基準の今後のあり方を検討する上では, OECD の中核原則(中核原則3)が参考になると考 えられる.3.2.1 との関係では,中核原則3は,「企 業年金自体はリスクを負担する主体ではない」とい うことを前提に構成されている.中核原則3はまず, 「DB プランには,年金債務の十分な積立を確保す るため,最低積立のルール(または他のメカニズム) を課さなければならない」とし,その上で「制度終 了ベースの積立ルールは,継続基準を補完する最低 水準として奨励される」と述べている. OECD 中核 原則では,制度終了ベースの積立ルールは,あくま で継続基準 (ongoing basis) を補完するものと位置 づけられているのである.制度終了ベースという場 合,本来なら生命保険会社等から同等の年金保険商 品を購入する費用が基準となるはずだが (full buy out basis),諸外国をみても,母体企業が実質的な リスク負担者である制度において,そこまでの積立 を求めている例はない、「債務の時価評価」を標榜 している企業会計基準での評価も, "full buy out basis"よりはかなり低くなっている.この点につい て筆者は, "full buy out basis"と通常の(最低)積立 基準との差は、「企業年金の母体企業に対する投資」 または「母体企業の企業年金からの借り入れ」と理 解すべきと考えている .Pugh[2004]が指摘するよう に,現行の積立基準は,市場金利を直接反映して変 動するなど,日本は別として,いつのまにか厳しく なりすぎてしまった面がある.

次に,中核原則3は,「限定的な状況の下で,一時的でかつ一定範囲の積立不足を許容する柔軟性は,認められてよい」と述べている.この点に関しては,アイルランドの年金監督官が「生保版の Basel II を企業年金に適用するのは,DB プランの死亡宣告に等しい」と発言していることに留意する必要があろう.今後ともDB 制度を存続させようと思うな

ら,直ちに積立不足を全額補填すべきといったルー ルは,絶対に設けるべきでないのである.

以上を踏まえ,中核原則3は,「年金債務の長期 的性格を勘案した,最低資産/保証に関する十分か つ柔軟な要件を開発する必要がある」、「透明で比較 可能な基準に基づき,数理的手法や償却ルールを含 め,資産評価および債務積立のための適切な算定方 法が整備されなければならない」と述べている.こ こでは,積立基準を「年金債務の長期的性格を勘案」 したものとすることが重要と考えられる.この点に 関し Pugh[2004]は, 資産評価は何らかの平滑化が 望まれるとし、カナダの一般ルールが奨励されると 述べている.カナダの一般ルールにおける積立金 (going concern assets)の評価方法は,日本におけ る積立金の数理的時価の評価方法と内容的にはほ ぼ同様である.これらの基準は,債務と資産の(厳 密な)マッチングは必ずしも望ましくない,という 考え方に立っていると理解される.また,中核原則 3は,積立不足の償却について,「積立不足の要因別 に,積立不足の補填のための柔軟な手法を設ける必 要がある」と述べている.ここでは,一時的でかつ 一定範囲の積立不足を許容するとの考え方に立脚 しつつ,「積立不足の要因別に償却方法を定める」 としている点がポイントと考えられる.

3.2.3 積立と給付の確保に関する OECD ガイドライ ン

3.2.1 で触れた OECD ガイドライン (積立と給付 の安全性に関するガイドライン (公開草案))は, OECD 中核原則のうち積立基準等に係る部分の細目 として作成・公表されたものである.3.2.2 で述べ たこととの関係では,OECD ガイドラインもまた, 年金基金自身がリスク負担の主体である場合とそ うでない場合を明確に区別して取り扱っている.こ の点は,OECD ガイドラインが,「(給付支給に関す る)事業主等の確約がないなかで,別法人である年 金基金自身が給付責任(の全部または一部)を直接 引き受けている場合には,当該年金基金は,終了時 債務に見合う積立金に加え,適切なソルベンシー・ マージンを保有することが必要である.」(3.7 項) と述べていることから明らかであろう. OECD ガイドラインのポイントの1つは,掛金の 短期的変動を防止する積立方式を禁止してはなら ないとしている点である.OECD ガイドラインは, 「掛金の短期的変動を防止する積立方式を禁止し てはならない.継続基準では,積立不足の(慎重な) 割賦償却は,円滑な掛金拠出および安定的な積立水 準の確保の助けとなる.ただし,非継続基準では, 積立不足の割賦償却は一般に推奨されない.」(3.4 項)とし,「一定の限定的な環境下で,掛金拠出義 務を一定範囲内で猶予することは許容される.監督 当局の管理する明確な手続きの下で,掛金拠出の一 時的減額を検討することは許容される.」(3.5 項)

と述べている.掛金拠出についてこのような柔軟な 対応をするためには,指導監督当局の力量が重要な ポイントになると考えられる.逆にいえば,DB プ ランの受給権保護に関しては,指導監督当局の果た すべき役割が非常に重要になるということである.

OECD ガイドラインのいま 1 つ重要なポイントは, 積立基準は反循環的(countercyclical)なものである べきとの考え方である.OECD ガイドラインは,「積 立基準は,反循環的(countercyclical)なものである べきである.積立上限を設ける場合には,割引率お よび資産価格の変動性を勘案することが不可欠で ある.」(3.6 項および注釈 21 項)と述べている.な お,「反循環的(countercyclical)」という表現から, OECD ガイドラインが 3.1 で述べた IMF の見解を明 確に意識して作成されていることが窺える.

また,OECD ガイドラインは,制度終了時の積立 不足に関する取扱いについても言及しており,「制 度の給付が事業主によって確約されている場合に は,事業主が倒産したとき,加入者および受給者の 請求権が(直接に,若しくは年金基金または支払保 証制度を通して)認識されなければならない.少な くとも未払いの掛金債権に係る請求権は,他の請求 権に優先するものでなければならない.」(4.2 項) と述べている.日本の場合には,制度終了時の積立 不足はすべて事業主が一括拠出すべき掛金,つまり 掛金債権との位置づけであるが,残念ながら優先的 な債権としての位置づけはされていない.なお,5 節で説明する使途限定型(Ring-fenced)DB プラン における積立不足の取扱いは ,結果的に ,この OECD ガイドラインの考え方を踏まえたものになってい る .

3.2.4 EUの IORP 指令(2003/41/EC)

積立基準の今後のあり方に関しては,国際標準に 配慮する観点から,EUの企業年金指令(2003/41/EC, 以下「IORP指令」)の内容も参考にする必要がある. 3.2.2 との関係では, EUの IORP 指令も, 年金基金 自身がリスク負担者である場合と,そうでない場合 を明確に分けて規定していることに留意したい.バ ッファ資産の保有に関しては, IORP 指令は,「IORP 自身が長寿等のリスクに係る保険債務を負うか,利 回りや給付水準を保証している場合には,技術的準 備金に加え,追加資産を恒常的に保有すべきである. 追加資産は将来の損益の予想と実績の乖離を吸収 するバッファであり, その額は, IORP のすべての 運営領域におけるリスクの種類や資産の基本的性 格を反映したものでなければならない .」(第17条) と述べている.先に触れたスウェーデンの"Traffic Light System" は,この規定に対応して導入された ものである.

母体企業がリスクを負う一般の DB プランに関しては, IORP 指令は次のとおり規定している.

- (1) 企業年金(IORP)は,長寿等のリスクの保証, 利回りの保証または給付水準の保証を提供しているときは,十分な水準の技術的準備金 (technical provision)を設定しなければならない(15条2項).
- (2) 技術的準備金の最低額(最低積立基準額のようなもの)は,支給中の給付が保全され,かつ, 現役加入者の発生給付へのコミットメントが 反映されるものであり,かつ,十分に慎重な数 理的評価によって算定されなければならない (15条4(a)項).
- (3) 予定利率の上限は, IORP の保有する資産 の利回りと将来の投資収益率および/または 安全性の高い債券の市場利回りを考慮に入れ て決定しなければならない(15条4(b)項).
- (4) すべての技術的準備金は,ホーム加盟国の数理基準に基づき,アクチュアリー(年金数理人)

によって計算・認証される必要がある(前文 26項,15条4(d)項).

上記のとおり IORP 指令第 15 条では,技術的準備 金(technical provision)を計算する際の予定利率に ついて規定している.ここでは,安全性の高い債券 の市場利回りだけがベンチマークとされていない 点に留意する必要があろう.たとえば英国の年金監 督官(Pensions Regulator)は,2006年2月に実務 基準第3号(Code of practice 03, Pensions Regulator [2006-2])を公表したが,この基準は,「慎重 (prudent)な前提の設定に当たり,プランを取り 巻く個々の環境に応じ,積立金の運用利回りが債券 の収益率を一定程度上回ると仮定することは許容 される」と述べており,IORP 指令第 15条の規定を 踏まえた内容となっている.

いずれにせよ,積立基準をあまり厳しいものにす ることには問題がある.この認識を踏まえるとき, 会計基準との関係では,積立基準をあまり厳しくし ないで積立水準を高くするにはどうしたらよいか, ということが課題になることがわかるであろう.そ の回答を与えるものが,5節で提案する使途限定型 (Ring-fenced)DBプランなのである.

4 DB プランにおけるリスク分担の現

状と構造的問題

諸外国には,実に様々な設計の企業年金がある. 4 節では,リスク分担の新しい方法を検討する観点 から,わが国でも導入すべきものを含め,現に存在 する主な制度におけるリスク分担の状況を確認し, 現行 DB プランの構造的な問題点を指摘する.

4.1 **従来の分析**

図表 1 は,2005 年秋に英国労働年金局(DWP) が公表した調査報告書からの抜粋である.この表は, 給付設計のタイプ別にリスク分担手法の概要を把 握する上で一覧性があり,優れている.しかし,こ のような表からは,後述する使途限定型 (Ring-fenced)DBプランや終価型(Retrospective) DBプランの発想は生まれてこないだろう それは, この表では,メンバーつまり加入者と受給者の間の 「世代間の連帯」(リスクプール)の機能の有無が 表現されないからである.

図表1 制度別リスク寄与

Table 1: Risk Attribution in Pension Plans

Risk Feature	investment	Annuity Conversion	Salary Inflation
Final Salary Pension	Sponsor	Sponsor	Sponsor
Final Salary Lump Sum	Sponsor	Member	Sponsor
Career Average/CARE	Sponsor	Sponsor	Member
Sequential Hybrid	Both	Both	Both
Combination Hybrid	Both	Both	Both
Final Salary Underpin	Sponsor	Sponsor	Sponsor
DC Underpin	Member	Member	Member
Cash Balance	Sponsor	Member	Member
Self annuitising DC	Member	Sponsor	Member
Defined Contribution	Member	Member	Member

資料: Department for Work and Pensions (UK) [2005], "Risk sharing and hybrid pension plans", Research Report 270

4.2 今回の分析

本稿では,DB プランにおけるリスク分担の構造 を把握するためには従来から行われている分析で は十分でないとの認識から,死亡率改善リスクなど 2.1 に挙げた各々のリスクに関して,リスク負担の 主体が誰なのか,現役期間と受給期間に分けて考察 する.リスク負担者が加入者等の場合には,リスク プール機能の有無(「世代内の連帯」および「世代 間の連帯」の有無)もポイントになる.「世代間の 連帯」とは,追加負担リスクが顕在化したときに生 じる,現役加入者の持分から受給者の持分への一時 的な資金融通の有無およびその程度を評価したも のである.

4.2.1 最終給与比例の従来型 DB プラン

現行の個人勘定 DC プランと最終給与比例の従来 型 DB プランは,リスク分担に関し,まさに両極端 の制度である.個人勘定 DC プランでは, 死亡率 改善リスク, 賃金上昇リスク, 資産運用リスク は,すべて加入者等が負う.したがって 会計上の 金利リスクも存在しない.長生きリスクのプール機 能もなく,必要なら個々人が市場から調達するほか ない.その結果,年金化の金利リスクも個々人が負 うことになる.ただし,積立金は各人別に区分され, 使途(支給対象者)は限定されている.受給者の持 分(個人別管理資産)が予定年金額の支給に不足し たとしても,現役加入者の持分が融通されることは ない.

一方,最終給与比例の従来型 DB プランでは,上 記 ~ のリスクをすべて事業主が負担する.長生 きリスクはプールされ,加入者個々人が負うことは ない.ただし既述のとおり,現行 DB プランでは積 立金の使途は限定されておらず,プランが存続する 限り,約束した給付を支払い続けなければならない. 積立不足の状態で約束どおりの給付を支払うとい うことは,現役加入者の持分(その時点で制度終了 していたとしたならば現役加入者に分配されるは ずの額)から受給者の持分へと,原資の一部が融通 されることを意味する.世代間で一時的に資金が融 通され,現役加入者の持分が積立不足に陥った場合, 将来的に事業主または資産運用により積立不足が 補填されなければ,積立不足のリスクは,給付減額 や制度終了時の残余財産分配金の減少となって顕 在化する.

4.2.2 金利連動型 CB プラン

CB プランは,元々は,離職した後も指標に応じ て給付額が改訂される,転職の多い銀行員に魅力あ る仕組みとして導入されたものである.しかし CB プランは,積立段階と給付段階をともに金利連動型 にすることにより,追加負担リスクを大幅に軽減で きる.ただし CB プランでも,上で述べた「世代間 の連帯」に制限がない点は,従来型 DB プランと変 わりがない点には注意する必要がある.

図表2は,積立段階と給付段階がともに金利連動 型の終身年金CBプランのリスク分担の状況をまと めたものである.追加負担に係る3つのリスク(死 亡率改善リスク,賃金上昇リスク,資産運用リスク) を挙げ,現役期間,受給期間の各段階におけるリス クの負担者を示している.右端の列(「世代間の連 帯」)は,追加負担リスクが顕在化したときに生じ る,「現役加入者の持分」から「受給者の持分」へ

の一時的な資金融通の有無および程度を評価した ものである.また,下の2行のうち「年金化の金利 リスク」は,通常の場合は企業会計上のリスクであ るが,金利連動型の CB プランでは,年金換算率の 基礎となる割引率が市場金利に連動するため , 実際 のキャッシュフローに影響を与えるものとなる.金 利連動型の CB プランでは, このリスクの負担者は 加入者・受給者となる.最後の行の「長生きリスク」 のプール機能は,特別法人税を非課税とするなど, 企業年金に対し税制優遇を行う重要な根拠になり 得るものである.加入者間,年金制度間でリスクプ ールの要素がまったくない制度に対する税制優遇 には自ずと限界があると考えられる.なお,図表2 に示すとおり,金利連動型の CB プランでも,死亡 率改善リスクや資産運用のリスクに関しては,世代 間で無制限の連帯をしていることに留意されたい.

図表2を4.1の図表1と比較すると,その違いが 明確に理解されよう.分析自体は決して新しいもの ではないかもしれないが,筆者は,表の形式を工夫 することで,これまで意識されていなかった新しい フロンティアが見えてくる可能性もあるのではな いかと考えている次第である.

CB プラン	現役期間	受給期間	世代間の連帯
死亡率改善リスク	事業主	事業主	無制限の連帯
賃金上昇リスク	概ね加入者	受給者	なし
資産運用リスク	事業主	事業主	無制限の連帯
年金化の金利リスク	加入者・受給者		なし
長生きリスク	同一世代でプール		基本的にはない

図表 2 金利連動型 CB プランにおけるリスク分担

4.3 現行 DB プランの構造的問題

既述のとおり,DB プランにはCB プランを含めて 「世代間の連帯」機能がある.DB プランにおける 「世代間の連帯」とは,制度存続中,積立不足の程 度にかかわらず,受給者の受給権が加入者・受給待 期者の(みなし)受給権に優先し,制度終了するま で,給付が一切減額されないという取扱いである. この機能は DB プランの柔軟性を与えるものである が,企業年金における世代間連帯は、「積立不足は 将来において補填される」という世代間連帯の当然 の前提は、常に満たされるとは限らない.このため、 事業主が財政困難な状況では、一転して加入者のリ スクになる.DB プランの「構造問題」とも考えら れる.米国 PBGC が多額の積立不足を抱えることと なった背景の1つにも、「無制限の世代間連帯」の 問題があるとされる.

現役加入者と受給者のリスク負担の公平を図る ため、「世代間の連帯」機能に一定の制約を設ける 仕組みがあってよい.以下に述べる使途限定型 (Ring-fenced)DB プランは、このような観点から 筆者が考案したものである.

5 使途限定型 (Ring-fenced) DB プラ

ン

5.1 RfDB プランの仕組み(基本型)

使途限定型(Ring-fenced)DB プラン(以下「RfDB プラン」)は,4.2.1 および 4.3 で説明した現行 DB プランの構造問題に対する解消手段として提案す るものである.RfDB プランのポイントは,掛金お よび積立金に持分構造を導入し,給付設計にかかわ らず,積立不足に係る「世代間の連帯」機能を停止 させる点にある.

5.1.1 積立金に係る「持分」の特定⁹

RfDB プランの給付設計は通常のDB プランと同じ であり,特段変更する必要はない.財政面では,毎 年の掛金(通常掛金+特別掛金)を各人別に仕分け し,以後の実績利回りと各人別の実績給付額を用い て,積立金に係る各人の持分を特定し,トレースし ていく(過去法による転がし計算).ただし持分と はいってもあくまで管理上のものであり,各人に帰 属する資産というわけではない.

5.1.2 死亡や中途脱退が生じたときの処理

死亡者の持分に残余があるときは,年金規約に定めるリスクプールの方法に基づき,他の(同世代の) 各人に分配する.中途脱退者への一時金がその者の 持分より少ないときも,同様である.RfDB プラン の基本的なポイントの1つは,個人勘定 DC プラン と異なり,長生きのリスク等をプールする構造が組 み込まれていることである.

5.1.3 給付支給時の財源調達

ある受給者の持分が給付現価を上回っていると き(積立水準が100%以上のとき)は,持分から予 定年金額に等しい額だけを取り崩してその年度の 給付に充てる(積立剰余分による給付増額はしな い).積立水準が100%未満のY%のときは,持分の うちその年度の給付に充てられるのは,予定年金額 のY%相当額のみに制限される .給付原資の不足は, 年金規約に定めるリスクプールの方法に基づき,他 の受給者(加入者)の持分に係る積立剰余を融通し て補填する.具体的なリスクプールの方法(世代内 および世代間の連帯の方法)を年金規約で定める点 がポイントである.基本的には,受給者間でのリス クプールが優先しよう,受給者は皆積立不足だが現 役加入者の持分に積立剰余があるときは,年金規約 に基づいて,その全部または一部を融通して補填す る.融通可能な範囲ですべての者の持分が積立不足 のときは,事業主が特別掛金を拠出し,給付財源の 不足を補填する.

以上のとおり RfDB 制度では,次年度以降の給付 原資を取り崩してその年度の給付に充てることは できないと想定している.これには次のような意味 がある.すなわち,加入者・受給者各人別に仕分け された毎年の掛金は,その加入者・受給者各人に支 払うべき将来の各年の給付の原資の合計となって いる.別の表現でいえば,掛金には期間構造がある ということである.積立金に係る各人の持分は,毎 年の掛金を5.1.1 で述べたとおりトレースしていっ たものであるから,持分額にも自然に期間構造が導 入される.つまり,持分額のなかに,将来のある年 の給付に充てるべき額(原資)がいくらあるのかが 特定できるということである.つまりここでは,こ

⁹ 債務(給付現価)が各人別に計算できることはいうまでもない. なお RfDB プランでは,給付現価算定上の割引率は,掛金算定上の 予定利率に一致させるものとする.

のようにして導入される持分額の期間構造をいっ たん白紙に戻し,各年の給付現価ベースでこれを再 分配する(つまり均す)形で期間構造を修正し,そ の上で支給年度に関して持分額の使途を限定 (Ring-fence)するという操作を行っているのであ る.

5.1.4 積立不足がある場合の対応(基本型)

年度末に積立不足が生じているときは,次年度の 給付原資の不足は即時償却とし,次々年度以降の給 付原資の不足分は一定期間で償却する.特段の事情 があり,事業主が即時償却分に見合う特別掛金を拠 出できないときは,その分だけ減額された年金が支 給されることになる.このとき受給者は,事業主に 対し減額分に係る債権を取得するものとする.

そもそも制度終了時の積立不足は,未払いの掛金 債権であり,加入者各人に対し母体企業に対する優 先的請求権が与えられるべきである.ここでは,制 度存続時において,支給年度に関する積立金の使途 限定(Ring-fencing)を前提として,その年度の給 付のうち事業主が穴埋めできなかった部分に関し ては,受給者に優先的請求権を与えるとしている点 がポイントである.

5.2 Ring-fencing とは

積立金の Ring-fencing は,EU の IORP 指令で導入 された考え方である.IORP 指令には、「国境を跨い で事業運営する IORP は、常に積立不足があっては ならない」(IORP 指令 16 条 3 項前段)、「積立不足 が生じたときは、IORP は、資産・債務を国別に囲 い込む(Ring-fencing)必要がある」(同指令 16 条 3 項後段)などの規定がある.Ring-fencing とは、一 般に、資産・債務、活動、運営などを他と区別し隔 離する手法であり、ある主体に帰属する資産・債務 を他と区別しトレースしていく方法や、倒産時の優 先権など、ある主体に帰属する資産の一部を他の主 体の経済的命運から守る技術を含むとされる(Arnot [2004]).

筆者は,国境を跨いで事業運営するプランに限らず,積立不足に陥っているプラン一般において,母体企業の信用リスクが高まったときなどには,リスクを見越して,新規給付の発生の凍結に加え,積立

金の使途の限定,すなわち各人別持分の特定と支給 年度に係る使途限定の措置を講じることが必要で あると考える.

5.3 RfDB プランの仕組み(応用型)

5.1.4 で,事業主が即時償却分に見合う特別掛金 を拠出できなかったとしても,積立不足の期間中, ある者の持分が他の者に融通されることはない.ま た,加入者の持分には,その加入者に係る掛金が全 額加算されていく.したがって目標とする積立額の 確保に関し,RfDB プランはDC プランに劣ることは ない.劣るどころか,将来,事業主によって積立不 足が補填される可能性のある分だけ,DC プランよ りも優れている.別のいい方をすれば,積立不足と いう環境下で,積立不足の水準に対応し一定範囲で 一時的な給付減額を許容したとしても,RfDB プラ ンは DC プランより優れた積立方法になるというこ とである.

具体的にはたとえば,予定給付額の90%までは受 給権として保証する(5.1.4 の基本形を適用する) が,残りの10%(90%~100%の部分)は権利とせ ず積立水準に応じて支給することが考えられる.す なわち,積立不足が10%以上のときは,次年度の年 金額を10%減額するが,事業主は,90%までの部 分に係る5.1.4の特別掛金に,今後10年で積立水準 を90%から100%まで引き上げるのに必要な額を 加えた額を拠出するものとする.積立不足が10%未 満のX%のときは,次年度の年金額を[X]%減額する が,事業主は,今後[X]年で積立水準を100%まで引 き上げるのに必要な額を拠出するものとする¹⁰.11 ずれにせよ,予めこのような痛み分けの仕組みを労 使間で合意しておくことがポイントである¹¹.

5.4 応用型 RfDB プランのメリット

以上からわかるように, RfDB プランとは, 給付

¹⁰ [X]は,Xの小数点以下を切り捨てた数値(整数)を表す.なお, 通常掛金は予定給付額の全額に対して算定することに注意いただ きたい.

¹¹ 予定給付額の 90%までは受給権として保証しつつ,予定給付額 を中心として上下に 10%の部分を各人の持分に係る積立水準に応 じて支給する方式も考えられる.ただしこの場合には,事業主の追 加の負担は,90%までの部分に係る 5.1.4 の特別掛金に限定されよう.

設計そのものではなく,給付に充てる財源の調達方 法に関して一定の制約を与えるものである.一時的 な給付減額の仕組みを組み込むことはあっても,DB プランの給付設計自体に特段の変更を加える必要 はない.どのような給付設計にも適用できる.CB プランを RfDB 化することもできるのである.掛金 および積立金に持分構造を導入し,積立不足に係る 「世代間の連帯」機能を停止していることを考慮す れば,RfDB プランに対しては積立基準の大幅緩和 が可能であろう.

また,5.3 で例示した応用型 RfDB プランでは,予 定給付額の10%が条件付きとなるから、企業会計上 の債務評価額は減少すると考えられる.その分,リ スクをとった資産運用が可能になり,総合的にみて 労使双方にプラスの影響をもたらす可能性がある。 仮に ,退職給付債務の認識が予定給付額の 90%まで の部分に限られるとすれば,金利変動に伴う退職給 付債務の「時価評価額」のボラティリティが企業の バランスシート(自己資本)に及ぼす影響が緩和さ れる.RfDB プランでは,変動給付部分(5.3の例で は予定給付額の 90%~100%までの部分) に係る積 立金が,固定給付部分(予定給付額の90%までの部 分)の実質的なリスクバッファとして機能するから である.この点に関しては, RfDB プランは, 通常 の DB プラン(予定給付額の 90%までの部分)に DC プラン(予定給付額の 90%~100%までの部分) を単純に上乗せしたものとは違うことに注意いた だきたい.

加えて,このような実質的なリスクバッファ部分 を「変動給付部分」として給付することで,リスク バッファを積むことによるコストアップを回避す ることができる.既述のとおり,退職給付会計が母 体企業の自己資本に影響を与えるのを防ぐために は,相当のバッファ・ファンドを積むことが必要と なる.しかし,そのバッファ・ファンドが給付に充 てられなければ,DB プランのコストは必要以上に 高くなってしまう.RfDB プランによれば,この問 題を回避することができるのである.

そのほか, RfDB プランの考え方は幅広い応用が 可能である.たとえば複数事業主プランでは,積立 不足の状況下では加入企業単位で積立金の使途を 限定しておくことができるとすれば,事業所脱退が 生じたとしても,他の加入企業への影響を遮断する ことができる.現行ではこのような取扱いは認めら れていない.しかし筆者は,IORP 指令第16条第3 項後段の規定を参考にすれば,多数事業主プランに ついてこのような取扱いを選択肢として認めるこ とは何ら差し支えないと考える.単独事業主制度で も,RfDB プランの考え方は,制度終了直前の駆込 み的な一時金選択への有効な対策となろう.

6 終価型(Retrospective)DB プラン

6.1 **終価型(Retrospective)DB プランのアイデア** 以下に提案する終価型(Retrospective)DB プラ ンは,実際の通常掛金の終価(の関数)として年金 額を算定しつつ,かつ,一定の給付算定式に基づく 年金額の約束というDB プランの基本的な性格を維 持するものである.終価型DB プランを導入すれば,

資産運用リスクを事業主と加入者・受給者の間で分

担する選択肢が大幅に拡大する. 2.1 で述べたとおり,過去の通常掛金を各人別, 支給年度別に区分し,これらを掛金計算の基礎とし た基礎率を用いて「転がして」いけば,給付年度に は,約束した年金額に等しい額になる¹².終価型DB プランでは,この基礎率を別の率に置き換えて,転 がし計算する.そうして得られた額を各年度の給付 額とするというものである¹³.どの基礎率をどのよ うに置き換えるかにより,無数のバリエーションが 考えられる.

置き換える率は,実績を一部または全部反映した ものにする.どれだけ実績を反映させたものにする かにより,事業主と加入員の間で,その基礎率に係 るリスクを,そのプランが望むとおりの形で分担す

¹² 以下では,簡単のため通常掛金は(予測)単位積立方式により算 定するものとしている.

¹³ 具体的には、まず上記のとおり通常掛金を各人別・各給付年度別 に区分しておく、そして第n年度の年金額は、過去の各年度の通常 掛金のうち第n年度の給付原資として区分されていたものの終価 (の合計額)を基準とし、これに死亡率等も勘案して定める、

ることができる.たとえば実績死亡率(国民生命表 の死亡率)が掛金算定の基礎とした予定死亡率より 改善した場合において,予定死亡率を,予定死亡率 と各時点の実績死亡率の平均で置き換えることと しておけば,死亡率の改善リスクに関して,事業主 と加入員が均等にリスクを負担することができる. もちろん,どの基礎率をどのように置き換えるかは, 年金規約に予め規定しておかなければならない.

6.2 各時点の予定利率による終価型

このプランは,掛金算定の基礎とした予定利率を, その後の毎年の財政運営上の予定利率で置き換え るものである14.この方式によれば,予定利率を引 き下げても積立不足は生じない(ただし,その後の 通常掛金は増加することになる). 逆に,予定利率 を引き上げても積立剰余は生じない(ただし,その 後の通常掛金は減少することになる).事業主は, 各年度の実績利回りと同年度の予定利率の差に係 る分だけ資産運用リスクを負担する.逆にいえば, 各時点の予定利率による終価型 DB プランとは,事 業主の負担する資産運用リスクを,各年度の実績利 回りと当該年度の予定利率の差に係る分だけに制 限しつつ, DB プランとしての基本的性格を維持す るものである.ここで,死亡率の改善が生じた場合 は,その分だけ年金額が自動的に減額されるように すれば¹⁵,事業主は死亡率改善リスクを負わなくて もすむことになる¹⁶.

各時点の予定利率による終価型 DB プランを CB プランと比較すると,拠出クレジットの額と再評価 の指標に,それぞれ財政計算上の通常掛金と財政計 算上の予定利率を用いる点が異なっている.そのた め,CB プランにおける「再評価の指標」に相当す る通常掛金に付利する利率に関し,事業主の裁量範 囲が CB プランよりも広くなる.ただし事業主は, 予定利率の設定につき,以後の通常掛金額への影響 を考慮する必要がある.

図表 3 終価型 DB プラン のリスク分担(例)

終価型プラン	現役期間	受給期間	世代間の連帯
死亡率改善リスク	加入者	受給者	なし
賃金上昇リスク	加入者	受給者	なし
資産運用リスク	一部事業主	一部事業主	無制限に連帯
年金化の金利リスク	加入者・受給者		なし
長生きリスク	同一世代でプール		なし

6.3 各時点の実績利回りによる終価型

このプランは,予定利率を各時点の実績利回りで 置き換えるものである.ただし,DB プランとして の基本的な性格を維持するため,年金額に上限と下 限(たとえば予定年金額の(100+X)% と(100-X)%) を設けるものとする.年金額の算定式は 年金額=Min{予定年金額の(100+X)%,Max(予定年金額の (100-X)%,実績利回りによる終価の合計)} となる.この場合,事業主は予定年金額の(100-X)%

までは資産運用リスクを負担するが,それを超える 部分については資産運用リスクの負担を免れる¹⁷. 年金額の算定式は,ピンポイントの額ではなく一定 のレンジを与えるものとなるが,かといってまった くの成り行き任せではないから,「給付建て」の範 疇には入る.

このプランは, CB プランの拠出クレジットとし て財政計算上の通常掛金を,再評価の指標として財 政計算上の実績利回りを用いるのと実質的に同じ であり,利回り保証付き集団 DC(CDC)プランと ほぼ同じ内容のものになろう.

なお,このようなプランでは,過去の実績利回り

¹⁴ 具体的には,まず通常掛金を各人別・各給付年度別に区分しておく、そして第n年度の年金額は,過去の各年度の通常掛金のうち第n年度の給付原資として区分されていたものの終価(の合計額)を基準とし,これに死亡率等も勘案して定める.終価の計算に用いる利回りは,各年度の財政計算上の予定利率とする.

¹⁵ 保証期間付き終身年金で保証期間中の年金額が変えられない場合は,保証期間終了後の年金額を減額する.

¹⁶ 6.1 で述べたとおり,実績死亡率が予定より改善した場合に,予 定死亡率を各時点の実績死亡率(国民生命表の死亡率)で置き換え るということであり,そのプランの加入者・受給者が全体として国 民の平均より長生きするリスクは,引き続き事業主が負担すること になる.

¹⁷ たとえば予定利率と実績利回りの平均で置き換えるものとすれば、資産運用リスクに関して、事業主と加入者が均等にリスク・リターンを分担することになる.

から(通常掛金の算定基礎となる)予定利率を設定 する方法(算式)を,労使合意に基づき予め定めて おくことが望ましいと考えられる.

6.4 その他のパリエーション

事業主の負担能力を考慮すれば,実績利回りが予 定利率から一定以上乖離した場合にのみ,実績利回 りを反映させる等のデリバティブ的な性質を持つ 置き換え(リスク分担)も考えられる.たとえば実 績利回りと予定利率との乖離が一定の範囲内にあ るときは予定利率を用いるが,乖離が一定範囲を超 えた場合には実績利回りで置き換えるといった形 である.そうすることで,事業主のリスクを一定範 囲に押さえることができる.

なお,資産運用のリスクを多少とも加入者が負う 形にした場合には,資産運用の意思決定に加入者・ 受給者が関与することが不可欠となろう.そのほか, ファンドのオーナーは誰か,積立剰余は誰のものか といった問題にも影響が及ぶものと考えられる.

7 リスク分担を変更するその他の方法

と現行の制度間移行フレームの問題点

7.1 集団 DC (CDC) プラン

CB プランで,「再評価の指標」,給付利率および 「給付改訂の指標」に実績運用利回りを用いると, コレクティブ(集団)DC(CDC)プランと呼ばれる もの1つになる.この場合のリスク分担は図表4の とおりである.CDC プランでは,スウェーデンの NDC プランと同様,事業主の追加負担や「世代間の 連帯」機能を仮定しなくても,変額の終身年金を提 供することは可能である.ただし,各人別に積立金 の使途を限定する個人別管理資産の「垣根」は,受 給段階では取り払う必要がある.

CDC プランは,オランダなど欧州で導入されてい る.同じ DC プランでも,401(k)タイプの個人勘定 DC プランと CDC プランでは天と地ほども違う. CDC プランでは,高齢者に投資判断を求める必要が なく,個々人で長生きリスクを負う必要もない.

個人勘定 DC プランを導入しながら, CDC プラン

を認めない合理的な理由は見当たらない.また,筆 者は,CDC プランを認めるか否かは,わが国の社会 の有り様に関する議論とも関係する問題であると 考える.企業という集団内で給付水準(掛金)にあ る程度の格差が生じることはやむを得ない.加入者 各人が投資判断を行えるようにする一方で,集団内 でのリスクプール機能を設けない個人勘定 DC プラ ンには,一定の利用価値はあろう.しかし,集団内 でのリスクプールを一切拒絶する個人勘定 DC プラ ンしか利用できないような制度体系を,本当にわが 国の国民は望んでいるのであろうか.

CDC プラン	現役期間	受給期間	世代間の連帯
死亡率改善リスク	加入者	受給者	なし
賃金上昇リスク	加入者	受給者	なし
資産運用リスク	加入者	受給者	なし
年金化の金利リスク	加入者・受給者		なし
長生きリスク	同一世代でプール可		なし

図表 4 CDC プランにおけるリスク分担

7.2 直列型プラン

CB プランは「混成プラン」に位置づけられるも のであるが,いわゆるハイブリッド・プランには, 他に「混合プラン」と呼ばれるものもある¹⁸.その 1つは,DBとDCを直列につなぎ合わせる直列型プ ランである.ここでは,支給開始年齢や35歳とい った特定の年齢で,DCプランからDBプランに移行 できる制度を取り上げるDBプランへの移行とは, たとえば支給開始年齢に達したときに,DCプラン の個人別管理資産でDBプランの給付および加入期 間を「購入」することである.

¹⁸ OECD は, DB プランを伝統的 DB, 混成 (ハイブリッド) DB, 混 合 (ミックスド) DB の 3 つのプランに分類している. 混合 (ミッ クスド) プランとは, DB プランと DC プランを両方設け, 有機的に 連携させる制度をいう. CB プランのような制度は, 混成 (ハイブ リッド) プランに分類されている.

支給開始年齢で DB プランに移行すれば,積立段 階の資産運用リスクは加入者が負うが,給付段階で は事業主が負うことになる.給付利率に移行時点の 市場金利を使って,年金化の金利リスクを加入者・ 受給者が負うようにすることも可能である.この仕 組みによれば,受給段階の運用コストは事業主の負 担となるほか,長生きリスクを集団でプールできる. 高齢期に運用指図で頭を悩ます必要もない.図表5 に示すとおり,この仕組みのポイントは,DB プラ ンにおける現役加入者と受給者の「世代間の連帯」 が完全に遮断される点である.現役加入者にとって は,4.3 で指摘したような問題のない,「安心」な仕 組みといえよう.

直列型プラン	現役期間	受給期間	世代間の連帯
死亡率改善リスク	加入者	事業主	受給世代内のみ
賃金上昇リスク	加入者	受給者	なし
資産運用リスク	加入者	事業主	受給世代内のみ
年金化の金利リスク	加入者・受給者		なし
長生きリスク	同一世代でプール		受給世代内のみ

図表 5 直列型プランにおけるリスク分担(例)

7.3 MES 式並列型プラン

混合プランには,直列型だけでなく並列型もある. 並列型プランとは,DB プランとDC プランが並列し 有機的に連携して,全体で1つの制度として機能す るものをいう.ここでは,DB プランで生じた剰余 をDC プランの掛金として加入者等に分配すること により,DB プランの持つ「世代間の連帯」機能に 一定の制限を加える仕組みを取り上げる.これは, 英国の多数事業主制度(MES)で実際に用いられて いるものである¹⁹. MES 式並列型プランでは,平均給与比例の DB プ ランを,予定利率を低く設定するなど追加負担リス クができるだけ小さくなるよう保守的に運営する. 予定利率を低く設定すると,追加負担リスクは小さ くなるが,コスト(通常掛金)は高くなる.勢い, 給付水準は低く設定せざるを得ない.しかし資産運 用に関しては,多少のリスクをとって,予定利率よ り高い収益率を目指す.発生した剰余金は,一部を 除き DB プラン内には留保せず,DC プランの掛金と して各人別に分配する(剰余金の使途の限定).

そうすることの意味は3つあろう.第1に,剰余 金がDBプラン内に蓄積すると給付改善圧力が高ま るが,給付改善すると,事業主はより大きなリスク を負うことになる.しかし,剰余金をDCプランの 掛金として分配すれば,そうした圧力は生じない. 一方,加入者側は,全体としてより高い給付を期待 できるから,DBプランからの低い給付水準につい て合意しやすい.第2に,剰余金をDCプランの掛 金として各人別に分配することにより,DBプラン において将来発生する(かもしれない)積立不足に 充当できないようにしている.第3に,剰余金の一 部は各人に分配され,同一世代内でも融通できない ようにしている.

以上のとおり MES 式並列型プランでは、剰余金を DB プランから切り離すことによって,DB プランに おける「世代間の連帯」および「世代内の連帯」の 機能に制約を加えている.この点において MES 式並 列型プランは,CB プランとは異なる.CB プランで は,「世代間の連帯」機能に制約がないからである. もちろん個人勘定 DC プランとも異なる.個人勘定 DC プランでは積立金が全額各人別に区分され,リ スクプールされる部分がまったくない.これに対し MES 式並列型プランでは,給付の基本的な部分は DB プランとして集団でリスクプールされている.

に着目し,リスク分担の観点からこのプランを紹介する.

¹⁹ ここで取り上げたのは、International Pension & Europe 誌 2005 年2月号で紹介された仕組みである 執筆者の Richard Stroud は、 追加負担の発生しにくい仕組みという観点からこのプランを紹 介しており、リスク分担の観点から紹介しているわけではない、 しかし本稿では、この仕組みが従来型 DB プランの「世代間の連 帯」および「世代内の連帯」の機能に一定の制約を加えている点

並列型プラン	現役期間	受給期間	世代間の連帯
死亡率改善リスク	事業主	事業主	制限付き連帯
賃金上昇リスク	加入者	受給者	なし
資産運用リスク	事業主	事業主	制限付き連帯
年金化の金利リスク	事業主		制限付き連帯
長生きリスク	同一世代でプール		基本的にはない

図表 6 並列型プランにおけるリスク分担(例)

7.4 現行の制度間移行の問題点

7.4.1 制度単位の DB 移行は不可

制度間移行に係る現行の制度体系では,DC プラ ンが一種のブラックホール状態になっており,いっ たん DC 移行すると、(過去分については)未来永劫 抜け出せない仕組みになっている.しかし,2004 年年金改正では,ポータビリティ確保策の一環とし て、DB プランの脱退一時金を転職先の DB プランに 移換し年金化する途が開かれている、これは脱退一 時金で DB プランの加入期間を「購入」するもので あり,7.2 で述べた直列型プランによる DB 移行と原 理的にまったく同じである .DC プランと DB プラン を選択肢として同列に置く考え方に立脚する以上、 直列型プランによる DB 移行であれ,制度変更によ る DB 移行であれ,当然に認められて然るべきであ る.移行分に限り支給開始年齢に 60 歳の下限を設 けておけば,税制上も整合性が確保されることにな る.

7.4.2 DC 移行に伴う一時金清算

現行では,DC 移行の際,DC プランに移れない60 歳以上の者には,DB プランから分配金が支給され る.つまり,DC 移行という企業側の都合によって, DB プランによる給付の約束を反故にし,年金受給 権を一時金で清算してしまうことが認められてい るわけである.しかし,年金受給権を受給権保全に は十分といえない一時金で清算可能とすることは, 極めて問題が多いと考えられる.

2005 年 10 月以降, 企業年金連合会による年金化の予定利率は 0.5%とされていた. 2006 年 10 月に

は,企業年金連合会による年金化の予定利率は,30 年国債の応募者利回りの直近5年平均を基準とした ものとし,2005年10月に遡って適用することとさ れた.しかし,一時金清算において,連合会の事務 費用分を加算した額が支払われない限り,DC 移行 により,約束した年金額が支払われない(減額され る)結果となってしまう.筆者は,米英のように閉 鎖型 DB プランによる年金受給権の保全を義務づけ る,一時金清算に際しては連合会の事務費用分を加 算した額を支給するよう義務づけるなどの方策に より,現行の取扱いを早急に改善する必要があると 考える.

8 まとめ

以上述べてきたように,事業主と従業員の間の多様なリスク分担を可能にする点で,DB プランはDC プランより本質的に優れた制度である.ただし,通 常のDB プランには「世代間の連帯」機能がある. この機能はDB プランの財政運営に柔軟性を与える が,事業主が財政困難な状況では,加入者にとって 一転してリスクとなる.このような観点から,本稿 では,使途限定型(Ring-fenced)DB プランと終価 型(Retrospective)DB プランという,リスク分担 手法を革新する2つの仕組みを提案した.

RfDB プランは,掛金と積立金に持分構造を導入 し,給付設計にかかわらず,積立不足時における「世 代間の連帯」機能を停止させる革新的な仕組みであ る.RfDB プランでは,DB プランの給付設計自体に 変更を加える必要はない.RfDB プランでは,積立 不足の水準に対応し,一定範囲で一時的な給付減額 を許容してもよい.給付の一部が条件付きとなり, 企業会計上の債務評価額は減少するとともに,評価 額の変動が企業のバランスシート(自己資本)に及 ぼす影響も緩和される可能性がある.その分,リス クをとった資産運用が可能になり,労使双方にプラ スとなり得る.RfDB プランに対しては,積立基準 の大幅緩和が可能であろう.RfDB の考え方は,複 数事業主プランにおいて事業所が脱退したときに, 残った事業所に事業所脱退の悪影響が及ばないよ うにする場合など幅広い応用が可能である.

一方,終価型 DB プランは,年金額を実際の通常 掛金の終価をベースに定めながらも,一定の給付算 定式に基づく年金額の約束という DB プランの基本 的性格を維持するものである.終価型 DB プランに よれば,資産運用リスクを事業主と加入者・受給者 間で分担する選択肢が大幅に拡大する.

そのほか,一定年齢まで DC,その後 DB とする直 列型プランや,DB プランの剰余金を DC プランの掛 金として分配する並列型プランは,長生きリスクを プールしながら DB プランの「世代間の連帯」機能 に一定の制約を加える仕組みとして有益である.集 団 DC(CDC)プランは,高齢者に投資判断を求め る必要がなく,個々人が長生きリスクを負う必要も ないというメリットがある.

DB プランに対する会計基準の圧力が強まるなか, 次回改正では,これらのプランを可能とすることに より,リスク分担の手法に係る選択肢を大幅に拡大 する必要がある.また,個人勘定 DC プランの普及 が進むなかでは,終身年金の市場を政策的に整備し ていくことが急務である.当面の対策としては,企 業年金連合会および国民年金基金連合会の年金化 機能の充実強化を図る必要がある.このほか,現行 制度で DC 移行により受給者の年金受給権までが一 時金清算されてしまうのは問題であり,早急に改善 する必要がある.併せて,DC プランから DB プラン への制度移行を可能とすべきである.

参考文献

- 坪野剛司編[2005],『総会説新企業年金』第2版,日 本経済新聞社
- Colin Pugh [2004], "Report on Funding Rules and Actuarial Methods", OECD home page
- Department for Work and Pensions (UK) [2005], *"Risk sharing and hybrid pension plans"*, Research Report 270
- IMF [2005], "The Global Financial Stability Report 2005"
- International Organisation of Pension Supervisors

(IOPS) [2005], "IOPS Principles of Private Pension Supervision", Exposure Draft

- OECD [2005], "Private Pensions --OECD Classification and Glossary--", OECD
- OECD [2004], "OECD Recommendation on Core Principles of Occupational Pension Regulation", OECD home page

OECD [2006], "OECD Guidelines on Funding and Benefit Security", public consultation paper

- Pensions Regulator (UK) [2006-1], "The regulator's statement --- How the Pensions Regulator will regulate the funding of defined benefits", The Pensions Regulator homepage
- Pensions Regulator (UK) [2006-2], "Regulatory Code of Practice 03 --- Funding Defined Benefits", Pensions Regulator homepage
- Simon Arnot [2004], "Directive 2003/41/EC on the Activities of Institutions for Occupational Retirement Provision", European Federation for Retirement Provision